

北広島町のこれからのまちづくり -都市計画マスタープラン-

令和7年度 まちづくり懇談会



- (1) 都市計画マスタープランの概要
- (2) 北広島町の状況
- (3) 住民アンケート調査の結果
- (4) 計画の基本理念
- (5) 地域のまちづくりの方針

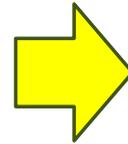


(1) 都市計画マスタープランの概要

【都市計画】の3つの役割

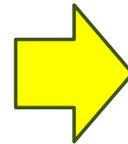
具体的な取組

まちの将来像を示す



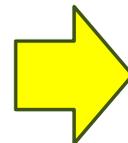
都市計画マスタープラン
など

計画的な土地利用への
規制と誘導



基づく
用途地域の設定など

快適な都市生活・都市
活動のための基盤整備



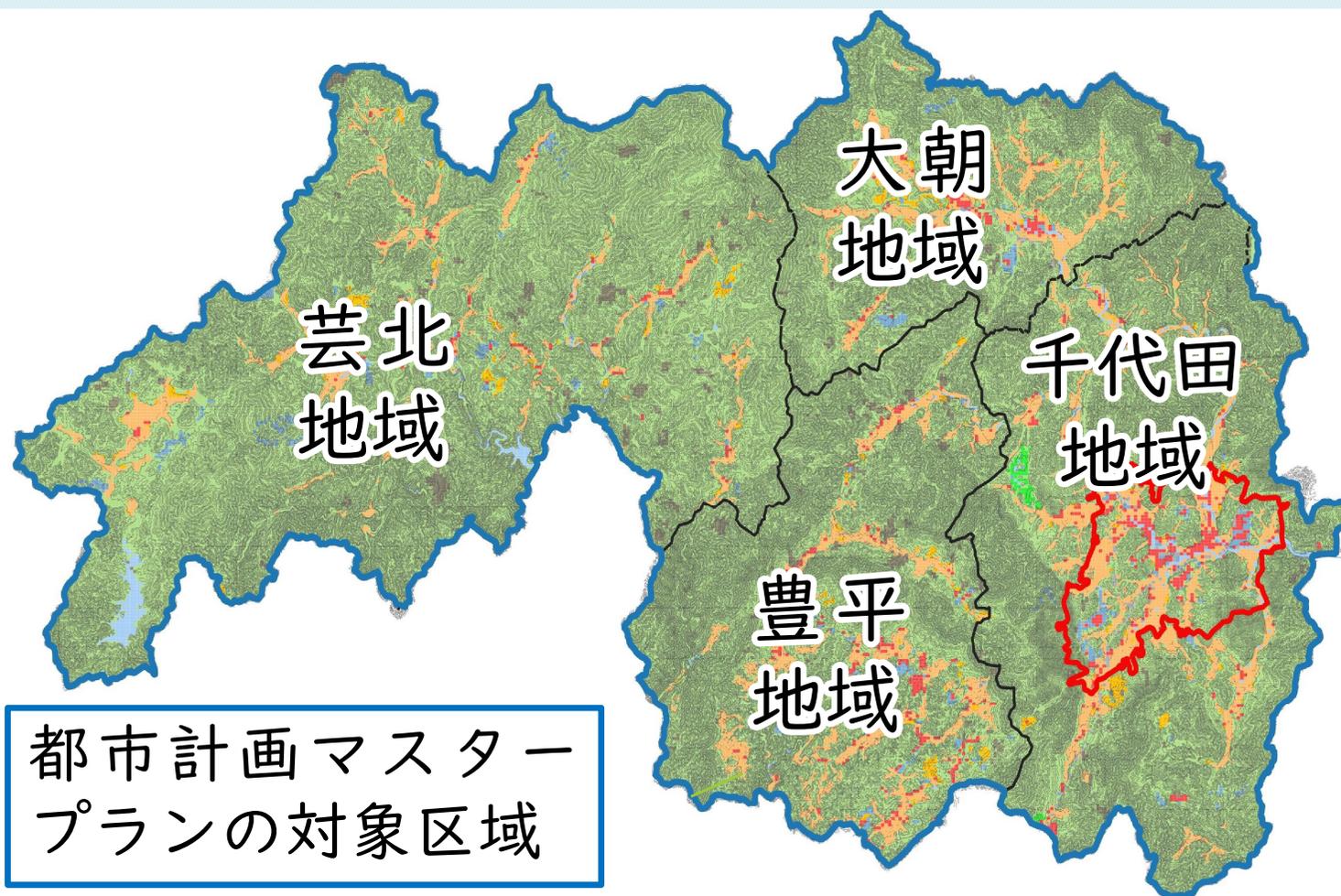
基づく
道路や下水道の
整備事業など



(1) 都市計画マスタープランの概要

計画の対象区域

- 都市計画マスタープランは本来都市計画区域を対象とする計画ですが、地域ごとの特色・強みを活かしつつ、町全体の一体的なまちづくりを進めるため、**北広島町全域**を対象とします。



(1) 都市計画マスタープランの概要

都市計画マスタープランの構成

都市計画マスタープランは、全町的な視点でのまちづくりの方針を定める“全体構想”と地域の特色を生かしたまちづくりの方針を定める“地域別構想”で構成します。

全体構想

—全町的な視点でのまちづくりの方針—
基本理念、基本目標、将来の都市構造、分野別の方針 など

地域別構想

—地域の特色を生かしたまちづくりの方針—
各地域の将来像、各地域で実施する施策の方向性 など

(2) 北広島町の現状

(1) 人口

- 人口は今後も減少傾向で、令和32年には6千人減(令和2年比)と見込まれます。
- 高齢化率は上昇傾向にあり、令和32年には45.8%となる見込みです。



図 人口と高齢化率の推移

出典: 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

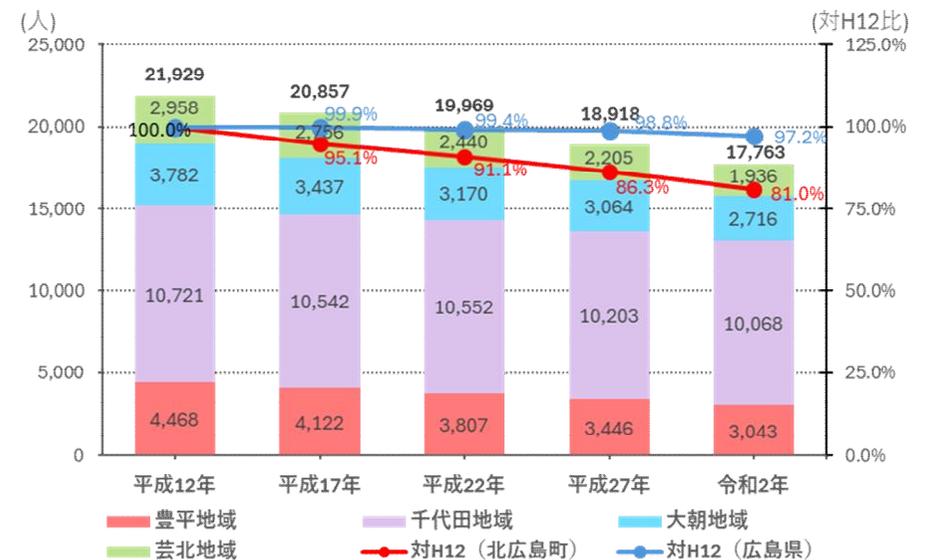


図 地域別の北広島町の人口の推移と伸び率

出典: 国勢調査

(2) 北広島町の現状

(2) 産業構造

- 産業別総生産額割合は第2次産業が6割以上を占めています。また、第1次産業の広島県の産業別総生産額に占める本町の割合は高くなっており、本町は県内でも第1次産業、第2次産業が盛んな地域です。



図 産業別の総生産額割合の推移

表 産業別県内総生産額に占める北広島町の割合

(百万円)

	総生産額	第1次産業	第2次産業	第3次産業
北広島町	117,553	4,055	76,307	37,898
広島県	12,128,058	67,443	3,999,224	8,054,502
対県比	0.97%	6.01%	1.91%	0.47%

出典：令和3年度広島県市町民経済計算結果

※総生産額は輸入品に課される税・関税(控除)総資産形成に係る消費税を含むため、第1次・2次・3次産業の合計は総生産額と一致しない場合があります。

(3) 住民アンケート調査の結果

(1) 調査目的

- 町民の生活実態や生活環境等に対する満足度、今後の期待・意向等を把握するために実施しました。

(2) 調査概要

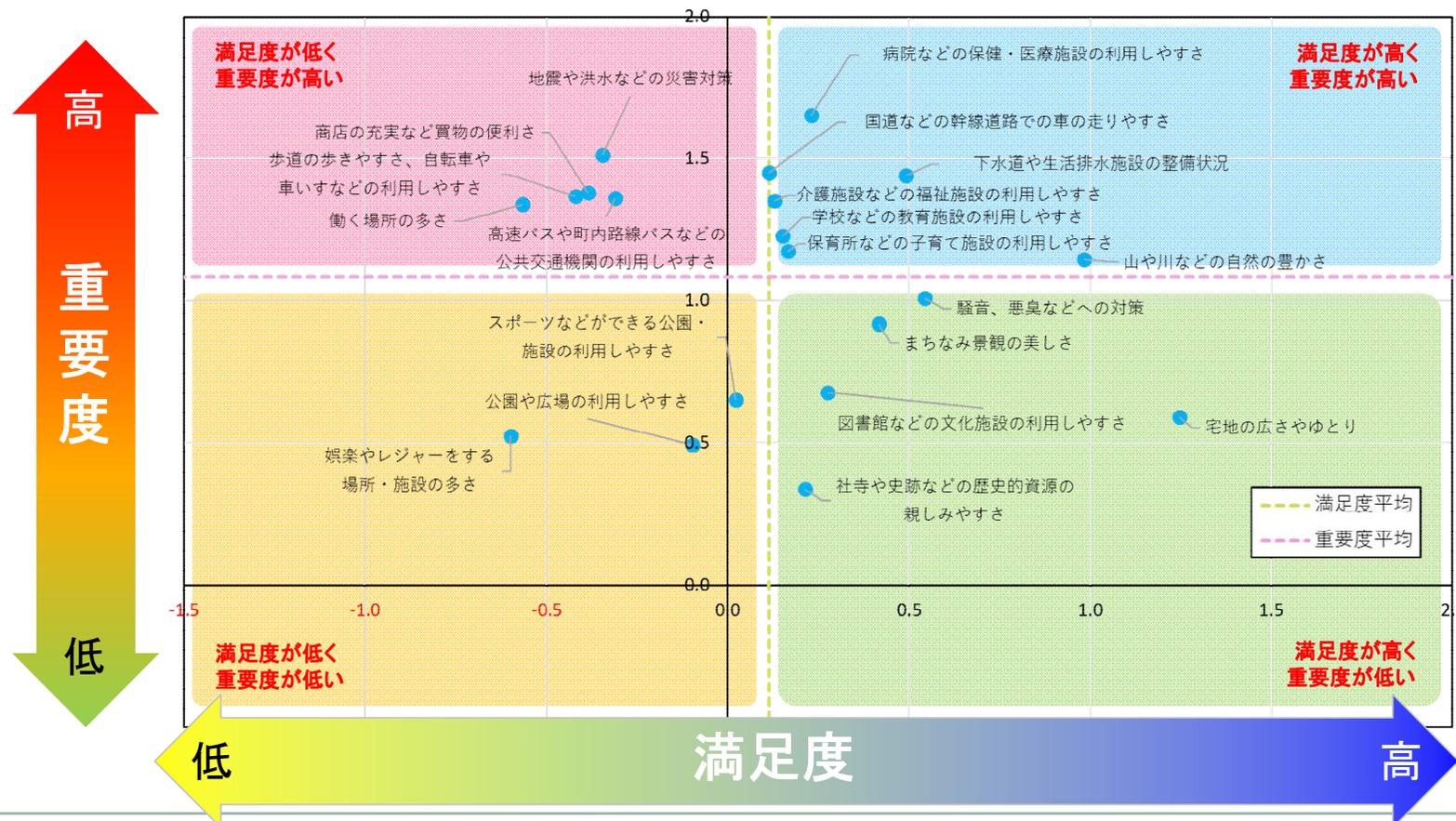
	18歳以上アンケート	中高生アンケート
アンケート期間	2025年1月8日～2025年1月31日	2025年5月21日～2025年6月6日
対象	18歳以上（町全域）	中学3年生・高校3年生
配布数	2,000部	375部
回収数	897部 （郵送：724部、WEB回収：173部） 【回収率44.9%】	297部 （WEB回収） 【回収率79.2%】

ご協力いただき
ありがとうございました

(3) 住民アンケート調査の結果

生活環境の満足度と重要度

- 「働く場所の多さ」「商店の充実などの買い物の便利さ」の満足度が低く、重要度が高い。
- 「下水道や生活排水の整備状況」「国道などの幹線道路での車の走りやすさ」は満足度、重要度ともに高い。



(3) 住民アンケート調査の結果

まちの将来像

- 北広島町の望ましい姿として「日常生活に必要な施設が身近にある暮らしやすいまち」が最多
- 次いで「保健・医療・福祉の充実」「防災面に対して安心感」も求められている。

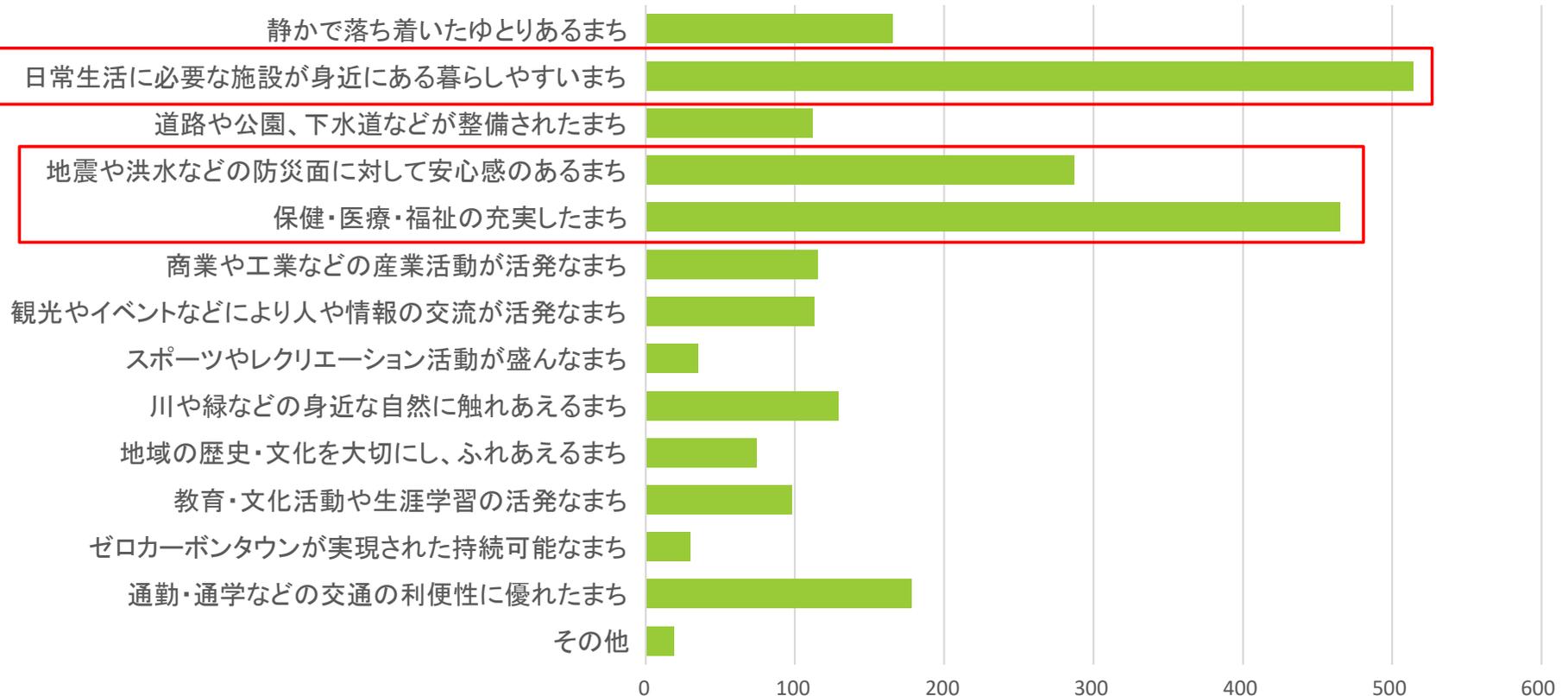


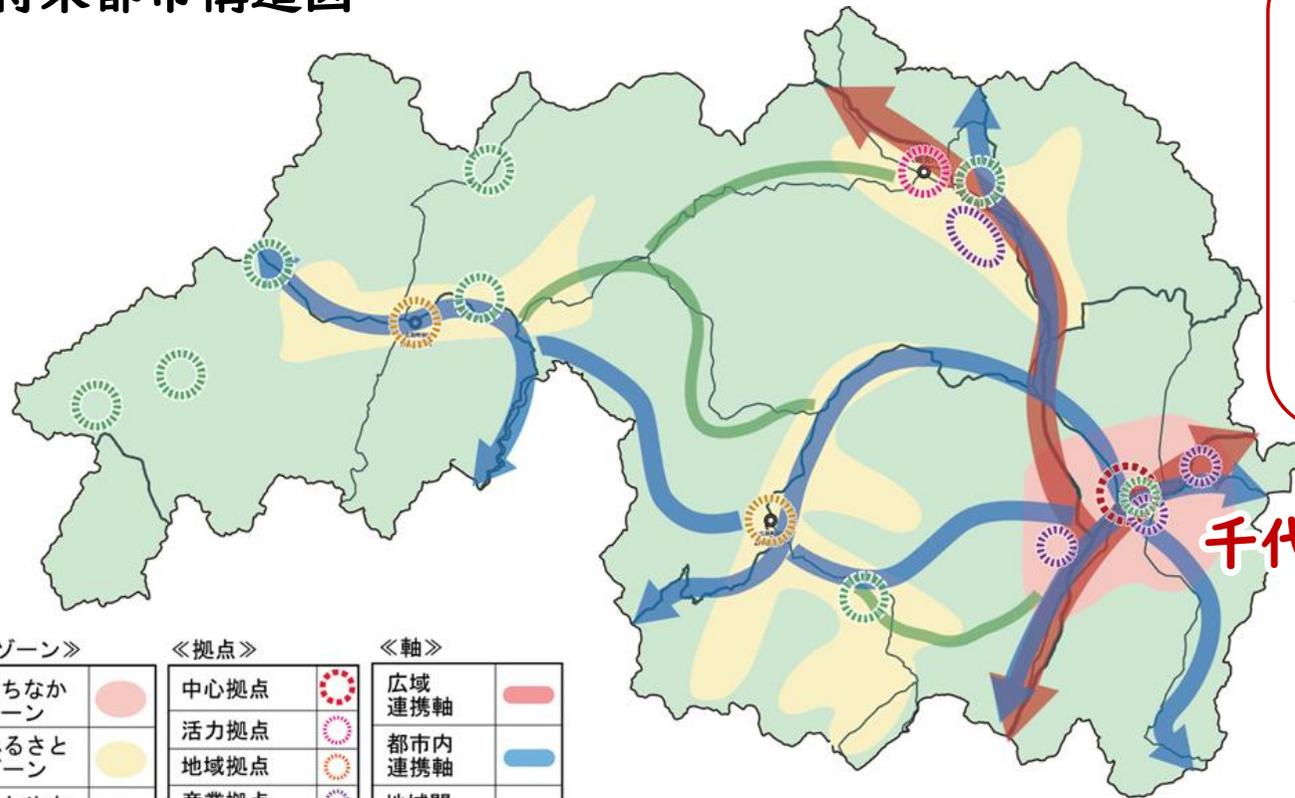
図 北広島町の望ましい姿

4) 計画の基本理念

まちづくりの基本理念

利便性の高いまちなかと地域が繋がり、
住み慣れた地域でゆったりと暮らせるまち

将来都市構造図



中心拠点

病院、商業施設、公共施設など、日常生活に必要な生活サービス機能が集積する本町の中心的な役割を担うエリアとして、さらなる生活サービス機能の集積と生活基盤の強化を図る拠点を形成します。

千代田地域

《ゾーン》	《拠点》	《軸》
まちなかゾーン	中心拠点	広域連携軸
ふるさとゾーン	活力拠点	都市内連携軸
さとやまゾーン	地域拠点	地域間連携軸
	産業拠点	
	レクリエーション拠点	

5) 地域のまちづくりの方針

方針1: 土地利用

取組 内容

- ・住まい・働き場・お店が適切に配置され、便利で暮らしやすいまちの形成
- ・緑豊かな山地と農地の保全

主なまちづくりの方針

- ・ 既存の住宅地においては、利便性の向上を目指し、**生活環境の整った住宅地の形成**を図るとともに、移住・定住等に向けて**空き家等の有効活用**を検討します。
- ・ 町役場本庁舎周辺は本町の中核を担う**まちの拠点**として**商業・医療・福祉等の機能を集積**するとともに、**既存の商業・業務機能の更新・有効活用**を図ります。
- ・ 工場や物流施設等の新設や移設・増設等のさらなる**地域産業の発展**に向けて、**町内の他工業団地の活用**を図るとともに、**千代田工業・流通団地の2期工事実施を県へ要望**するなど、**工業・流通機能の強化**を図ります。



第1回 地域説明会 での主な意見

- ・移住したい人の受け入れ体制を整える。
- ・教育・病院の充実により転入増を図る。

5) 地域のまちづくりの方針

方針2: 施設設備

取組 内容

- ・交通ネットワークの強化
- ・都市施設の効率的な整備

主なまちづくりの方針

- ・千代田IC等へのアクセス道となる主要幹線道路や広域農道等の適切な維持管理を図り、**各地域とのネットワークを確保**します。
- ・千代田運動公園は、町民の健康・レクリエーション空間として利用されているだけでなく、町外の方も含めた交流空間となっていることから、**利用者ニーズを踏まえた施設の充実**を図ります。
- ・教育文化施設は関連計画と連携し、**適切な維持管理・更新**を行うとともに、**廃校となった学校跡地の有効活用**に取り組めます。



第1回

地域説明会 での主な意見

- ・広島市への交通網の整備。
- ・芝生広場・遊具の遊び場や屋内でオールシーズン遊べる場を作る。
- ・小学校を閉校しない方向性とし、もし廃校となった場合は有効活用していく。

5) 地域のまちづくりの方針

方針3: 環境保全・整備

取組 内容

- ・本町の貴重な財産としての自然環境の保全と活用
- ・環境にやさしいまちづくりの推進

主なまちづくりの方針

- ・省エネルギー社会の推進や小さなエネルギー生産工場の整備、二酸化炭素を吸収する森林の適正管理等により**ゼロカーボンタウン**に向けて取り組みを進めていきます。
- ・森林や清流、里山、田畑等の**豊かな自然環境の積極的な保全と観光資源等としての活用**を図ります。
- ・**河川の適切な維持管理**に努めるとともに、整備が進んでいない区間では、**環境に配慮した工法で河川改修**を行います。
- ・本町の**河川の水質浄化や環境美化**に努めるとともに、川魚や貴重な水辺の生物の**生態系の維持**を図ります



第1回

地域説明会 での主な意見

- ・水、川、農地が地域の貴重な資源となっている。

5) 地域のまちづくりの方針

方針4: 景観形成

取組 内容

- ・本町の個性があふれる景観づくり
- ・協働による景観の保護と継承

主なまちづくりの方針

- ・本町を形成する**豊かな自然景観を後世に引き継ぐ**ため、適正な維持管理を推進します。また眺望点からの眺望を保全するとともに、これらの眺望点の保全・活用を図ります。
- ・市街地や集落地においては、周辺の自然や緑と調和のとれた**美しい田園集落景観の維持と創出**に努めます。
- ・生活や生業、風土に根差した地域固有の重要な景観要素であることから、地域住民の景観保全活動や伝統文化の継承活動を促進し、**協働による文化的景観の保護と継承**に努めます。



第1回 地域説明会 での主な意見

- ・赤瓦の家と田園風景が癒される。
- ・八重三山(連なる山)からの眺めが良い。
- ・八重管絃祭や花田植等が地域の景観資源となっている。

5) 地域のまちづくりの方針

方針5: 観光まちづくり

取組
内容

- ・観光まちづくりの推進
- ・道の駅を中心とした連携の強化

主なまちづくりの方針

- ・道の駅「舞ロードIC千代田」や歴史的遺産等の地域資源を活用し、多様な主体の参画による体験活動や修学旅行等の受け入れ基盤の整備に努めます。
- ・道の駅「舞ロードIC千代田」と町内各観光施設の連携を強化するため、周遊ネットワークの構築を図ります。



第1回
地域説明会
での主な意見

- ・古民家の改装により来訪機会を創出する。
- ・廃校活用で栽培した農作物の販売を行う。
- ・道の駅で多世代が集まれる場を作る。

5) 地域のまちづくりの方針

方針6: 都市防災

取組
内容

- ・災害防止対策の推進
- ・減災への取組の推進

主なまちづくりの方針

- ・ 河川の氾濫を防ぐための護岸整備・浚渫等の治水対策、森林や農地の保全による保水機能の維持に努めるとともに、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業等の推進により**防災性の強化**を図ります。
- ・ 災害発生時の被害を低減するための取組により、**災害に強いまちづくり**を進めます。また、土砂災害防止法に基づく警戒区域等の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進します。
- ・ 消防救急デジタル無線整備やSNS等を幅広く活用した**情報伝達・共有体制の充実**を推進します。また、避難体制を強化し、**総合的な防災体制の構築**に努めます。



第1回
地域説明会
での主な意見

—